

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 五十七 （略）</p> <p>五十八 フィリピン協定又はフィリピン実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定又はフィリピン協定第一条1(f)に規定するフィリピン共和国の実施機関をいう。</p> <p>（法第十条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める相手国期間）</p> <p>第二十二条 法第十条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十五年六月（次に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあっては、ドイツ保険料納付期間とし、法第十条第二項に規定する老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した月以後（当該老齢厚生年金が厚生年金保険法第四十三条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同項に規定する被保険</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 五十七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（法第十条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める相手国期間）</p> <p>第二十二条 法第十条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十五年六月（次に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあっては、ドイツ保険料納付期間とし、法第十条第二項に規定する老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した月以後（当該老齢厚生年金が厚生年金保険法第四十三条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同項に規定する被保険</p>

者である受給権者がその被保険者の資格を喪失した月以後、同法附則第七条の三第五項又は第十三条の四第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同法附則第七条の三第五項又は第十三条の四第六項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の属する月以後、同条第五項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては同項の場合にあつては同項に規定する受給権者が同法附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の属する月以後)におけるもの(第二十四条及び第五十六条において「厚生年金保険の算入対象外相手国期間」という。)を除く。(当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除くものとし、特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。)

一〇十二 (略)

十三 フィリピン協定

(法第十三条第二項第三号イに規定する政令で定める社会保障協定)

第三十二条 法第十三条第二項第三号イに規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

五 フィリピン協定

(法第二十五条第一項に規定する政令で定める社会保障協定)

第五十条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

者である受給権者がその被保険者の資格を喪失した月以後、同法附則第七条の三第五項又は第十三条の四第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同法附則第七条の三第五項又は第十三条の四第六項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の属する月以後、同条第五項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては同項の場合にあつては同項に規定する受給権者が同法附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の属する月以後)におけるもの(第二十四条及び第五十六条において「厚生年金保険の算入対象外相手国期間」という。)を除く。(当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除くものとし、特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。)

一〇十二 (略)

(新設)

(法第十三条第二項第三号イに規定する政令で定める社会保障協定)

第三十二条 法第十三条第二項第三号イに規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

(新設)

(法第二十五条第一項に規定する政令で定める社会保障協定)

第五十条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一〇十七 (略)  
十八 フィリピン協定

(法第二十九条第一項に規定する政令で定める社会保障協定)  
第六十一条 法第二十九条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次に掲げる社会保障協定以外の社会保障協定とする。

一〇十 (略)  
十一 フィリピン協定

(法第三十二条第七項及び第三十九条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定)  
第七十四条の二 法第三十二条第七項及び第三十九条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一・二 (略)  
三 フィリピン協定

(法第五十八条第一項に規定する政令で定める相手国法令)  
第九十条 法第五十八条第一項に規定する政令で定める相手国法令は、次のとおりとする。

一〇十五 (略)  
十六 フィリピン協定第一条1(d)に規定するフィリピン共和国の法令

(法第六十一条に規定する受給権者及び相手国法令に係る政令で定める社会保障協定)  
第九十三条 法第六十一条に規定する受給権者及び相手国法令に係る政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一〇十七 (略)  
(新設)

(法第二十九条第一項に規定する政令で定める社会保障協定)  
第六十一条 法第二十九条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次に掲げる社会保障協定以外の社会保障協定とする。

一〇十 (略)  
(新設)

(法第三十二条第七項及び第三十九条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定)  
第七十四条の二 法第三十二条第七項及び第三十九条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一・二 (略)  
(新設)

(法第五十八条第一項に規定する政令で定める相手国法令)  
第九十条 法第五十八条第一項に規定する政令で定める相手国法令は、次のとおりとする。

一〇十五 (略)  
(新設)

(法第六十一条に規定する受給権者及び相手国法令に係る政令で定める社会保障協定)  
第九十三条 法第六十一条に規定する受給権者及び相手国法令に係る政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一〇十五 (略)  
 十六 フィリピン協定

(事務の処理に関する特例)

第九十六条 次の表の第一欄に掲げる規定により同表の第二欄に掲げる相手国実施機関等に提出された申請又は申告に係る国民年金法施行令第一条の二各号に掲げる事務は、同条の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行う。

一〇	第一欄	(略)
十一	第二欄	(略)
十二	第一欄	フィリピン協定第 二十一條1
十三	第二欄	フィリピン実施機関

一〇十五 (略)  
 (新設)

(事務の処理に関する特例)

第九十六条 次の表の第一欄に掲げる規定により同表の第二欄に掲げる相手国実施機関等に提出された申請又は申告に係る国民年金法施行令第一条の二各号に掲げる事務は、同条の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行う。

一〇	第一欄	(略)
十一	第二欄	(略)